

発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

目 次

〔法規的告示〕

- 銀行法第五十五条第二項の規定により主要株主認可がその効力を失つた件（金融庁六五、六六）

〔その他告示〕

- 特定国外派遣組織を指定する件（総務二五二）

- 登記回復に関する件（法務一〇六）
- 円借款の支出期間の延長に関する日本政府とイラク共和国政府との間の口上書の交換に関する件（外務二五八、二五九）
- カンボジア王国、タイ王国、ベトナム社会主義共和国及びラオス人民民主共和国におけるメコン河下流域における洪水及び干ばつのリスク管理強化計画のための贈与に関する日本国政府とメコン河委員会との間の書簡の交換に関する件（同二六〇）
- ドゥリケル病院外傷・救急センター整備計画のための贈与に関する取極の修正に関する日本国政府とネバール政府との間の書簡の交換に関する件（同二六一）

- 人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件（同二六二）
- プロンプレック上水道拡張計画のための贈与に関する取極の修正に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（同二六三）
- オランダレック上水道拡張計画のための贈与に関する取極の修正に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（同二六四）
- 個人情報の保護に関する法律施行令第二十七条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する個人情報の開示請求に係る手数料の納付を事務所において現金でできることがで能事務所を定める件の一部を改正する件（国税庁一五）
- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十二条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金で能事務所を定める件の一部を改正する件（同二六五）
- 出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（農林水産一〇七一）
- 出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（同一〇七二）
- 高速自動車国道に関する件（国土交通五〇〇～五〇二）

- 砂防法第二条の土地を指定する件（同五〇三～五〇八）
- 特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があつたことの告示（岐阜県公安委一〇）
- 特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があつたことの告示（愛知県公安委一六）
- 特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があつたことの告示（三重県公安委一八）
- 特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があつたことの告示（京都府公安委一〇三）
- 特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があつたことの告示（大阪府公安委九）
- 特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があつたことの告示（兵庫県公安委一三三）
- 特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があつたことの告示（鳥取県公安委六三）
- 特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があつたことの告示（島根県公安委一二）
- 特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があつたことの告示（岡山県公安委八三）

〔叙位・叙勳〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

〔官庁事項〕

梯川水系、円山川水系及び加古川水系に係る河川整備基本方針の変更について（国土交通省）

日本国に帰化を許可する件（法務省告示配五二）

〔公 告〕

諸事項

官 庁

登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止、登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止関係

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

改 正 後		改 正 前	
事務所	所在地	事務所	所在地
(略)	(略)	(略)	(略)
府中税務署	広島県府中市鵜飼 町五百五十五番地 四十	府中税務署	広島県府中市府川 町百四十一番地一
(略)	(略)	(略)	(略)

○国税庁告示第十六号
行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項
第一項の規定に基づき、国税庁の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金
である」とが、できる事務所を定める件（平成十三年国税庁告示第二号）の一部を次のように改正する。
令和七年七月四日
次の表により、改正前欄に掲げる傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる傍線を付し
た部分のよう改める。

改 正 後	改 正 前		
事務所	所在地	事務所	所在地
(略)	(略)	(略)	(略)
府中税務署	広島県府中市鵜飼 町五百五十五番地 四十	府中税務署	広島県府中市府川 町百四十一番地一
(略)	(略)	(略)	(略)

○農林水産省告示第十七号
出願者から出願公表後に品種登録出願が拒絶されたのち、種苗法（平成十年法律第八十二号）第六十一条第一項
に基づき、國税庁の保有する個人情報の開示請求に係る手数料の納付を事務所において現金じゃない
ことができる事務所を定める件（平成十七年国税庁告示第八号）の一部を次のように改正する。

令和七年七月四日
次により、改正前欄に掲げる傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる傍線を付し
た部分のよう改める。

改 正 後	改 正 前
事務所	所在地
(略)	(略)

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Phaseolus vulgaris L.	トーホクつるなし 1号	株式会社トーホク 栃木県宇都宮市東町309	第36654号 令和7年5月9日
Phlox L.	GFS-1	小波輝昌 茨城県筑西市藤ヶ谷2912番地	第35581号 令和7年5月19日

○農林水産省告示第十七号 出願公表後に品種登録出願が拒絶されたのち、種苗法（平成十年法律第八十二号）第六十一条第一項 に基づき、次のように改める。
令和七年七月四日 農林水産大臣 小泉進次郎

改 正 後	改 正 前
事務所	所在地
(略)	(略)
府中税務署	広島県府中市鵜飼 町五百五十五番地 四十
(略)	(略)

○農林水産省告示第十七号
出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十二号）
第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年七月四日

農林水産大臣 小泉進次郎

令和7年7月4日 金曜日

Rosa L.	KORCUT0486	W. Kordes' Soehne Rosenschulen GmbH & Co KG 25365 Klein Offenseth-Sparrieshoop, Rosenstrasse 54, Germany	第35340号 令和7年5月27日
"	RUIMCR0024	De Ruiter Intellectual Property B.V. Meerlandenweg 55, Amstelveen, The Netherlands	第35682号 令和7年5月27日

○国土交通省告示第五百号

○国土交通省告示第五百号
次のようすに高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和七年七月四日から三十日間国土交通省北陸地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年七月四日
国土交通大臣 中野 洋昌
路線名 供用開始の期日
東海北陸自動 南砺市楮字北谷 一三七番四から同市東赤尾字大谷一六番 令和七年七月五日六時
車道 一六まで

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので高速自動車国際連絡法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係方面は、令和七年七月四日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の紹介に供する。

國土交通大臣 中野洋昌
令和七年七月四日

道路の区域
間
変更前
敷地の幅員
延長

中津川市神坂字小森一九八四番 から同市神坂字小森一九七
最大 (メートル) 一六五 後別

三番まで
後 前
最大 最小
一六六五九四九

○国土交通省告示第五百二号
径
最小
九
九

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係方面は、令和七年七月四日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年七月四日
東海北陸自動車道
国土交通大臣 中野 洋昌
道路の区域

☒

和町神路字井ノ上一五七七番一から同市大和町神路
一五七八番六まで 令和七年七月四日
後 前 最最小大 最最小大 (メートル)
二三一六 二三一六 (メートル)
六 一 砂防法第二条
南割付谷川

国土交通大臣 中野 洋昌
砂防法第二条の土地に係る河川の名称
南割付谷川

點	北緯	東經
1	32°00' 40.0113"	131°13' 56.6667"
2	32°00' 38.9933"	131°13' 56.2002"
3	32°00' 38.6332"	131°13' 54.6869"
4	32°00' 38.2740"	131°13' 53.6518"
5	32°00' 39.5609"	131°13' 52.7802"

○国土交通省告示第五百三号		
砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十一号)第一条の規定に基づき、告示する。		
令和七年七月四日		
国土交通大臣 中野 洋昌		北緯 東経
城平川一		砂防法第二条の土地に係る河川の名称
砂防法第二条の土地の表示		宮崎県東諸県郡綾町大字入野の区域内の土地のうち、次の一点から十一点までを順次結んだ線及び一点と十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域
宮崎県東諸県郡綾町大字入野の区域内の土地のうち、次の一点と二点を結んだ線、二点と三 点を町道川端・城平線の道路敷に沿って結んだ 線、三点から十三点までを順次結んだ線及び一 点と十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域		砂防法第二条の土地の表示
点	北緯	東経
1	31°59'31.3022"	131°16'14.8205"
2	31°59'30.0872"	131°16'13.9004"
3	31°59'30.3582"	131°16'13.5292"
4	31°59'30.4184"	131°16'13.5900"
5	31°59'30.5334"	131°16'13.0725"
6	31°59'31.2263"	131°16'12.1876"
7	31°59'31.0782"	131°16'12.0623"
8	31°59'31.3654"	131°16'11.5797"
9	31°59'31.3761"	131°16'11.0373"
10	31°59'31.5164"	131°16'10.9328"
11	31°59'32.9420"	131°16'13.2561"
12	31°59'32.8845"	131°16'13.7210"
13	31°59'31.7544"	131°16'14.8899"
国土交通大臣 中野 洋昌		北緯 東経
砂防法第二条の土地に係る河川の名称		砂防法第二条の土地の表示
砂防法第二条の土地の表示		宮崎県東諸県郡綾町大字北俣の区域内の土地のうち、次の一点から十五点までを順次結んだ 線及び一点と十五点を結んだ線に囲まれた土地 の区域
点	北緯	東経
1	32°00'33.7112"	131°13'57.8701"
2	32°00'33.5801"	131°13'57.0829"
3	32°00'33.2505"	131°13'56.4318"
4	32°00'33.6118"	131°13'55.0720"
5	32°00'33.7779"	131°13'54.6575"
6	32°00'34.1682"	131°13'55.0299"
7	32°00'34.3257"	131°13'55.4702"
8	32°00'34.4977"	131°13'56.2349"
9	32°00'35.2343"	131°13'56.6709"
10	32°00'34.7123"	131°13'57.353"
11	32°00'34.7317"	131°13'57.6845"
国土交通省告示第五百五号		砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定による、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十一号)第一条の規定に基づき、告示する。
令和七年七月四日		令和七年七月四日
国土交通大臣 中野 洋昌		砂防法第二条の土地に係る河川の名称
浦ノ田谷川		砂防法第二条の土地の表示
砂防法第二条の土地の表示		宮崎県東諸県郡綾町大字北俣の区域内の土地のうち、次の一点から十五点までを順次結んだ 線及び一点と十五点を結んだ線に囲まれた土地 の区域

6	32°00' 40.3988"	131°13' 54.0432"
7	32°00' 40.7101"	131°13' 55.2353"
8	32°00' 39.8802"	131°13' 55.8454"
9	32°00' 39.1984"	131°13' 55.5710"
10	32°00' 39.1952"	131°13' 55.8321"
11	32°00' 39.4182"	131°13' 56.0533"
12	32°00' 39.5467"	131°13' 56.0403"
13	32°00' 39.9089"	131°13' 56.1695"
14	32°00' 40.0092"	131°13' 56.3155"
15	32°00' 40.0754"	131°13' 56.5341"

○国土交通省告示第五百六号

砂防法（明治11十年法律第11十九号）第11条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治11十年勅令第三百八十号）第1条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月四日

国土交通大臣 中野 洋昌

1 砂防法第11条の土地に係る河川の名称

砂防法第11条の土地の表示
岩手県下閉伊郡岩泉町穴沢の区域内の土地のうち、次の一点から六十一点までを順次結んだ線及び一点から十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	39°51' 47.0524"	141°40' 27.9871"
2	39°51' 47.1618"	141°40' 28.0950"
3	39°51' 47.2734"	141°40' 28.2050"
4	39°51' 47.4589"	141°40' 28.6488"
5	39°51' 47.6239"	141°40' 29.0430"
6	39°51' 48.0050"	141°40' 29.2947"
7	39°51' 48.2009"	141°40' 29.7321"
8	39°51' 48.4903"	141°40' 29.2319"
9	39°51' 48.6233"	141°40' 29.1311"
10	39°51' 48.7582"	141°40' 29.1805"

11	39°51' 48.8288"	141°40' 29.1634"
12	39°51' 48.8661"	141°40' 29.1851"
13	39°51' 48.9180"	141°40' 29.2499"
14	39°51' 49.0940"	141°40' 29.3054"
15	39°51' 49.3411"	141°40' 29.2634"
16	39°51' 49.7254"	141°40' 29.3005"
17	39°51' 50.0481"	141°40' 29.3635"
18	39°51' 50.5557"	141°40' 29.3485"
19	39°51' 51.3284"	141°40' 29.0228"
20	39°51' 51.5202"	141°40' 28.9796"
21	39°51' 51.5718"	141°40' 29.1856"
22	39°51' 51.3878"	141°40' 29.2676"
23	39°51' 50.7710"	141°40' 29.5277"
24	39°51' 50.4362"	141°40' 29.6593"
25	39°51' 50.1503"	141°40' 29.7717"
26	39°51' 49.5596"	141°40' 30.1358"
27	39°51' 49.3332"	141°40' 30.3285"
28	39°51' 49.0560"	141°40' 30.5890"
29	39°51' 48.9439"	141°40' 30.6290"
30	39°51' 48.7347"	141°40' 30.6685"
31	39°51' 48.3313"	141°40' 30.6332"
32	39°51' 48.2934"	141°40' 31.0097"
33	39°51' 48.2496"	141°40' 31.6613"
34	39°51' 48.7502"	141°40' 32.1193"
35	39°51' 49.1838"	141°40' 32.6813"
36	39°51' 49.4531"	141°40' 32.8432"
37	39°51' 49.9366"	141°40' 32.9116"
38	39°51' 50.2423"	141°40' 33.0264"
39	39°51' 50.7687"	141°40' 33.0940"

○国土交通省告示第五百七号

砂防法（明治11十年法律第11十九号）第11条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治11十年勅令第三百八十号）第1条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月四日

国土交通大臣 中野 洋昌

1 砂防法第11条の土地に係る河川の名称
小バタケ沢
2 砂防法第11条の土地の表示
岩手県下閉伊郡田野畑村日蔭の区域内の土地のうち、次の一点から百五十五点までを順次結んだ線及び一点から百五十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	39°57' 19.0759"	141°48' 31.0648"
2	39°57' 19.1476"	141°48' 31.0785"
3	39°57' 19.2047"	141°48' 30.9659"
4	39°57' 19.1520"	141°48' 30.6734"
5	39°57' 19.0709"	141°48' 30.4391"
6	39°57' 19.0235"	141°48' 29.9882"
7	39°57' 18.9214"	141°48' 29.5927"
8	39°57' 18.8763"	141°48' 29.1594"
9	39°57' 18.8862"	141°48' 28.7225"
10	39°57' 18.9326"	141°48' 27.8793"
11	39°57' 18.9359"	141°48' 27.8163"
12	39°57' 18.9760"	141°48' 27.0385"
13	39°57' 19.0162"	141°48' 26.1974"
14	39°57' 19.0820"	141°48' 25.4185"
15	39°57' 19.0765"	141°48' 25.0912"
16	39°57' 19.0165"	141°48' 24.9090"
17	39°57' 19.0731"	141°48' 24.8022"
18	39°57' 19.0495"	141°48' 24.2880"
19	39°57' 19.0464"	141°48' 24.2216"
20	39°57' 18.7904"	141°48' 23.8801"
21	39°57' 18.7665"	141°48' 23.7462"
22	39°57' 18.6794"	141°48' 23.2646"
23	39°57' 18.7384"	141°48' 23.0040"
24	39°57' 18.6674"	141°48' 22.9311"
25	39°57' 18.6479"	141°48' 22.7914"

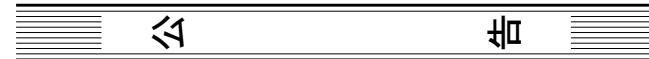
26	39°57' 18.6334"	141°48' 22.6876"
27	39°57' 18.6588"	141°48' 22.5091"
28	39°57' 18.5697"	141°48' 22.1026"
29	39°57' 18.3342"	141°48' 21.3046"
30	39°57' 18.1394"	141°48' 21.0246"
31	39°57' 18.0917"	141°48' 21.0722"
32	39°57' 17.9867"	141°48' 21.1769"
33	39°57' 17.4226"	141°48' 21.1170"
34	39°57' 17.1117"	141°48' 20.6030"
35	39°57' 16.5306"	141°48' 21.0992"
36	39°57' 16.3459"	141°48' 20.8891"
37	39°57' 16.2715"	141°48' 20.8044"
38	39°57' 16.2928"	141°48' 20.7702"
39	39°57' 16.5112"	141°48' 20.4198"
40	39°57' 16.3612"	141°48' 20.0549"
41	39°57' 15.8802"	141°48' 19.4229"
42	39°57' 15.6343"	141°48' 19.2752"
43	39°57' 15.3482"	141°48' 19.2883"
44	39°57' 15.0094"	141°48' 18.8688"
45	39°57' 14.8798"	141°48' 18.4266"
46	39°57' 14.7331"	141°48' 17.5802"
47	39°57' 14.6395"	141°48' 17.0604"
48	39°57' 14.6388"	141°48' 16.3643"
49	39°57' 14.8066"	141°48' 16.0882"
50	39°57' 14.6832"	141°48' 15.6840"
51	39°57' 14.6873"	141°48' 15.2492"
52	39°57' 14.5960"	141°48' 14.8473"
53	39°57' 14.5236"	141°48' 14.4390"
54	39°57' 14.4929"	141°48' 14.3507"

55	39°57' 14.5346"	141°48' 14.3263"
56	39°57' 14.5667"	141°48' 14.4184"
57	39°57' 14.9231"	141°48' 14.7889"
58	39°57' 15.2461"	141°48' 15.2581"
59	39°57' 15.5208"	141°48' 15.7569"
60	39°57' 16.1513"	141°48' 16.2474"
61	39°57' 16.4425"	141°48' 15.8663"
62	39°57' 16.6826"	141°48' 15.9672"
63	39°57' 16.7461"	141°48' 15.9939"
64	39°57' 16.8532"	141°48' 17.2488"
65	39°57' 16.6721"	141°48' 17.7273"
66	39°57' 17.5012"	141°48' 18.2807"
67	39°57' 17.9559"	141°48' 18.8857"
68	39°57' 18.3928"	141°48' 19.5097"
69	39°57' 18.6400"	141°48' 19.8453"
70	39°57' 18.7313"	141°48' 20.0652"
71	39°57' 18.7938"	141°48' 20.2821"
72	39°57' 18.8265"	141°48' 20.6372"
73	39°57' 18.8619"	141°48' 21.1672"
74	39°57' 18.9416"	141°48' 21.7050"
75	39°57' 19.1726"	141°48' 21.2499"
76	39°57' 19.3590"	141°48' 20.9039"
77	39°57' 19.5253"	141°48' 20.5367"
78	39°57' 19.9258"	141°48' 19.8739"
79	39°57' 20.2467"	141°48' 19.3501"
80	39°57' 20.3794"	141°48' 19.1793"
81	39°57' 20.5711"	141°48' 19.0025"
82	39°57' 20.9556"	141°48' 18.7259"
83	39°57' 21.2009"	141°48' 18.6570"

84	39°57' 21.2188"	141°48' 18.0909"
85	39°57' 20.9435"	141°48' 17.1406"
86	39°57' 21.2495"	141°48' 16.2112"
87	39°57' 21.2620"	141°48' 15.7013"
88	39°57' 21.0360"	141°48' 15.4333"
89	39°57' 21.0405"	141°48' 14.8694"
90	39°57' 21.0338"	141°48' 14.3546"
91	39°57' 20.9843"	141°48' 14.0982"
92	39°57' 20.9050"	141°48' 13.6553"
93	39°57' 20.8374"	141°48' 13.4458"
94	39°57' 20.8354"	141°48' 13.2011"
95	39°57' 20.8628"	141°48' 13.2008"
96	39°57' 20.9372"	141°48' 13.2001"
97	39°57' 20.9256"	141°48' 13.3157"
98	39°57' 21.1770"	141°48' 13.9993"
99	39°57' 21.3157"	141°48' 14.2091"
100	39°57' 21.3161"	141°48' 14.8708"
101	39°57' 21.3692"	141°48' 15.2226"
102	39°57' 21.5509"	141°48' 15.4938"
103	39°57' 21.9408"	141°48' 15.6523"
104	39°57' 21.8497"	141°48' 16.2151"
105	39°57' 21.8330"	141°48' 16.5149"
106	39°57' 22.0079"	141°48' 16.6436"
107	39°57' 21.8777"	141°48' 17.0926"
108	39°57' 21.8205"	141°48' 17.4607"
109	39°57' 21.9458"	141°48' 17.8898"
110	39°57' 21.9975"	141°48' 18.2614"
111	39°57' 21.9960"	141°48' 18.5719"
112	39°57' 22.0796"	141°48' 19.4855"

113	39°57' 21.8703"	141°48' 19.8430"
114	39°57' 22.0178"	141°48' 20.0780"
115	39°57' 22.0206"	141°48' 20.4289"
116	39°57' 21.8503"	141°48' 20.5920"
117	39°57' 21.3381"	141°48' 20.7436"
118	39°57' 21.0846"	141°48' 20.5928"
119	39°57' 20.7345"	141°48' 20.8978"
120	39°57' 20.6157"	141°48' 20.7080"
121	39°57' 20.5778"	141°48' 20.6473"
122	39°57' 20.4674"	141°48' 20.4709"
123	39°57' 19.9360"	141°48' 20.9689"
124	39°57' 19.6538"	141°48' 21.2141"
125	39°57' 19.4120"	141°48' 21.5018"
126	39°57' 19.0676"	141°48' 22.0610"
127	39°57' 19.0392"	141°48' 22.1937"
128	39°57' 19.1812"	141°48' 22.3036"
129	39°57' 19.2340"	141°48' 22.3444"
130	39°57' 19.2692"	141°48' 22.3717"
131	39°57' 19.0574"	141°48' 22.8391"
132	39°57' 19.0660"	141°48' 22.8855"
133	39°57' 19.1086"	141°48' 23.1529"
134	39°57' 19.1772"	141°48' 23.6687"
135	39°57' 19.2029"	141°48' 23.9220"
136	39°57' 19.3208"	141°48' 24.5101"
137	39°57' 19.3455"	141°48' 24.9398"
138	39°57' 19.3326"	141°48' 25.0987"
139	39°57' 19.3105"	141°48' 25.3695"
140	39°57' 19.2202"	141°48' 26.2112"
141	39°57' 19.1869"	141°48' 27.0528"

住所 川崎市川崎区
レシシア・ミホ・イナガケ 平成11年5月4日生
住所 埼玉県草加市
プラモド・タバ 昭和63年6月23日生
住所 東京都北区
喬麗 昭和60年5月22日生
住所 名古屋市中村区
マダン・グルン 昭和63年5月25日生
住所 名古屋市中村区
マンジュ・スペディ 平成5年11月10日生
ディワンス・ラナバト 令和元年6月7日生
住所 群馬県佐波郡玉村町
崔明姫 昭和52年6月25日生
吳殊尊 平成18年11月20日生
吳殊豪 平成23年1月19日生
住所 千葉県松戸市
トウン・リン・トウ 平成6年6月18日生
住所 千葉県流山市
王正凱 平成5年11月21日生
住所 東京都江戸川区
姚波 昭和54年7月27日生
住所 東京都目黒区
何楚唯 平成7年8月8日生



登録

登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第31条の登録をした者から、法第35条の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第34条の4の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第68条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年7月4日

九州経済産業局長 星野 光明

名 称	株式会社エヌシーガイドショップ
本店の所在地	鹿児島県鹿児島市東千石町2番30号
登 錄 番 号	九州（包）第9号
営業廃止年月日	令和7年3月19日

住所 東京都足立区
オオカワ・アキコ 平成6年5月30日生
住所 東京都台東区
アイリーン・アグラヴァ・ナカジマ 昭和58年10月1日生
住所 東京都江戸川区
董曉妍 平成18年6月15日生
住所 東京都大田区
高玉玲 昭和57年6月18日生
住所 東京都港区
宋楚瞳 平成12年4月18日生
住所 名古屋市中区
ウィーラワルナ・クルクラシリヤ・ブサバドゲ・アンジャナ・ラクナデ・ウィーラワルナ 平成元年5月13日生
住所 東京都新宿区
ビヌ・プラサド・アディカリ 昭和51年3月23日生
住所 名古屋市昭和区
孫俊清 平成6年9月10日生
住所 京都市西京区
金敬司 平成3年7月1日生
住所 京都府亀岡市
金友香 昭和61年3月7日生

登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の17の2の登録をした者から、法第35条の17の14の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の17の13の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第133条の12の規定に基づき、次のとおり公示する。

九州経済産業局長 星野 光明

名 称	株式会社エヌシーガイドショップ
本店の所在地	鹿児島県鹿児島市東千石町2番30号
登 錄 番 号	九州（ク）第14号
営業廃止年月日	令和7年3月19日

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第1069号

高知県土佐市高岡町甲2017-1

申立人 土佐市長 板原 啓文

本籍高知県土佐市宇佐町宇佐1229番地、最後の住所高知県高知市はりまや町2丁目13番22号 メゾンアルエはりまや202号、死亡の場所高知県高知市、死亡年月日令和3年3月15日、出生の場所高知県高知市、出生年月日昭和24年3月16日、職業不明

被相続人 亡 吉永 健泰

事務所高知県土佐市高岡町乙213番地1

相続財産清算人 司法書士 小松 弘知

催告期間満了日 令和8年1月15日

高知家庭裁判所

令和6年（家）第7438号

神奈川県横浜市都筑区東山田3丁目23番7-104号

申立人 廣田 正晴

本籍熊本県熊本市西区花園町686番地、最後の住所福岡県福岡市西区愛宕2丁目11番34号 愛宕山ハイリビング101号、死亡の場所福岡県福岡市西区、死亡年月日令和6年10月15日、出生の場所台湾台南州台南市、出生年月日昭和11年9月15日、職業無職

被相続人 亡 井上 純子

事務所福岡市博多区美野島3丁目5番4号パインヒルズ美野島101号

相続財産清算人 司法書士 佐藤 直幸
催告期間満了日 令和8年2月27日

福岡家庭裁判所

令和7年（家）第7064号

福岡県福岡市中央区天神1丁目8番1号
申立人 福岡市

本籍東京都港区六本木1丁目30番地2、最後の住所福岡県福岡市東区香住ヶ丘3丁目5番5号、死亡の場所福岡県福岡市中央区、死亡年月日令和5年9月2日、出生の場所福岡県福岡市、出生年月日昭和36年5月10日、職業不明

被相続人 亡 玉名 重彦

事務所福岡県福岡市中央区今泉1丁目12番23号西鉄今泉ビル5階

相続財産清算人 弁護士 黒木 和彰
催告期間満了日 令和8年2月27日

福岡家庭裁判所

令和7年（家）第3013号

東京都港区虎ノ門2丁目10番1号
申立人 独立行政法人ネルギー・金属鉱物資源機構

本籍福岡県直方市古町956番地、最後の住所福岡県直方市大字植木580番地2、死亡の場所福岡県宮若市、死亡年月日令和6年1月15日、出生の場所福岡県直方市、出生年月日昭和18年7月25日、職業無職

被相続人 亡 井上 照男

福岡市中央区高砂1-24-20ちくぎん福岡ビル4階

相続財産清算人 弁護士 東 泰雄
催告期間満了日 令和8年1月30日

福岡家庭裁判所直方支部

令和7年（家）第3023号

福岡県飯塚市新立岩4-4クレイン3ビル402号森法律事務所

申立人 明石美紗子

本籍福岡県直方市溝堀3丁目4401番地1、最後の住所福岡県直方市大字感田177番地91、死亡の場所福岡県直方市、死亡年月日令和7年2月20日、出生の場所福岡県直方市、出生年月日昭和21年12月27日、職業無職

被相続人 亡 安永 隆

福岡県飯塚市新立岩4-4クレイン3ビル402号森法律事務所

相続財産清算人 弁護士 明石美紗子

催告期間満了日 令和8年1月30日

福岡家庭裁判所直方支部

令和7年（家）第3018号

福岡県太宰府市長浦台1丁目9番18号

申立人 前原 幸子

本籍長崎県対馬市上県町佐須奈甲436番地、最後の住所長崎県島原市有明町大三東甲2150番地 清華学園、死亡の場所長崎県島原市、死亡年月日令和7年3月11日、出生の場所長崎県対馬市、出生年月日昭和38年12月16日、職業無職

被相続人 亡 鶴 とし乃

長崎県島原市弁天町1丁目90番地2 竹内司法書士事務所

相続財産清算人 竹内 峰昌

催告期間満了日 令和8年2月6日

長崎家庭裁判所島原支部

令和7年（家）第2117号

鹿児島県鹿児島市加治屋町14番3号

申立人 鹿児島県信用保証協会

本籍鹿児島県鹿児島市吉野町3322番地61、最後の住所鹿児島市東郡元町5番21-1003号、死亡の場所鹿児島県鹿児島市、死亡年月日令和6年4月26日、出生の場所鹿児島県鹿児島市、出生年月日昭和47年7月14日、職業法人代表者

被相続人 亡 福吉 寿枝

事務所鹿児島市山下町16-11弁護士法人和田久法律事務所

相続財産清算人 弁護士 梶 晃弘

催告期間満了日 令和8年1月22日

鹿児島家庭裁判所

令和7年（家）第224号

鹿児島市鼓川町5番17号

申立人 児玉さと子

本籍鹿児島県霧島市隼人町西光寺1881番地、最後の住所鹿児島市吉野町10004番地1三船病院、死亡の場所鹿児島県鹿児島市、死亡年月日令和7年3月25日、出生の場所鹿児島県姶良郡隼人日当山町、出生年月日昭和31年9月1日、職業無職

被相続人 亡 米徳万里子

事務所鹿児島県鹿児島市山下町12番5号藤崎ビル302号弁護士法人西村総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 西村 徹

催告期間満了日 令和8年1月26日

鹿児島家庭裁判所

令和7年（家）第17015号

沖縄県うるま市字兼箇段1362番地1 メゾンマーベラス305

申立人 亀谷 長汰

本籍沖縄県沖縄市諸見里1丁目19番、最後の住所沖縄県沖縄市東1丁目6番41号沖アパートA-5、死亡の場所沖縄県沖縄市、死亡年月日平成29年1月2日、出生の場所沖縄県コザ市、出生年月日昭和32年6月12日、職業不明

被相続人 亡 宮里 富江

沖縄県うるま市安慶名3丁目40番11号

相続財産清算人 司法書士 山城 朋彦
催告期間満了日 令和8年1月26日

那霸家庭裁判所沖縄支部

令和7年（家）第10127号

埼玉県ふじみ野市西原1丁目6番地9

申立人 原田 真哉

本籍埼玉県川越市大字古谷上6083番地7、最後の住所埼玉県川越市大字古谷上6083番地7M-1棟306号室、死亡の場所埼玉県川越市、死亡年月日令和7年1月11日、出生の場所埼玉県川越市、出生年月日昭和55年3月15日、職業無職

被相続人 亡 天沼 理香

事務所埼玉県富士見市ふじみ野西1丁目21番地2 澤田ビル2階F号室志摩法律事務所

相続財産清算人 弁護士 志摩 勇

催告期間満了日 令和8年1月13日

さいたま家庭裁判所川越支部

令和7年（家）第15079号

新潟市江南区旭2丁目1番2号

申立人 はばたき信用組合

本籍新潟県胎内市星の宮町1番、最後の住所新潟県五泉市錦町4番25号、死亡の場所新潟県五泉市、死亡年月日令和7年2月4日頃、

出生の場所新潟県五泉市、出生年月日昭和45年8月2日、職業自営業

被相続人 亡 天木 忍

事務所新潟市中央区東中通1番町86番地51新潟東中通ビル4階 いなほ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 磯部 亘

催告期間満了日 令和8年1月16日

新潟家庭裁判所

令和7年（家）第8017号

静岡県三島市南本町20番30号

申立人 社会福祉法人三島市社会福祉協議会

本籍静岡県三島市1番地26、最後の住所静岡県三島市御園580番地 御寿園、死亡の場所静岡県三島市、死亡年月日令和6年2月14日、出生の場所静岡県田方郡三島町、出生年月日昭和14年2月11日、職業無職

被相続人 亡 仁科 節雄

静岡県沼津市大岡1923番地の1 元吉ビル2階南 カトレア法律事務所

相続財産清算人 弁護士 出田 早苗

催告期間満了日 令和8年2月16日

静岡家庭裁判所沼津支部

令和7年（家）第2075号

愛知県豊川市豊川町辺通4の4豊川商工会議所3階

申立人 特定非営利活動法人東三河後見センター

代表者理事 工藤 明人

本籍広島県安芸郡海田町三迫3丁目3344番地1、最後の住所愛知県豊橋市飯村南1丁目1番地の5セジュール殿田103号、死亡の場所愛知県豊橋市、死亡年月日令和7年2月2日、出生の場所愛知県碧海郡高岡町、出生年月日昭和32年6月8日、職業無職

被相続人 亡 梅田由賀利

愛知県豊橋市佐藤5丁目28番地9つつじが丘法律事務所

相続財産清算人 弁護士 斎藤 尚

催告期間満了日 令和8年1月18日

名古屋家庭裁判所豊橋支部

令和7年（家）第4126号

大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号

申立人 羽曳野市福祉事務所長 田中 直明

本籍大阪府羽曳野市高鷲10丁目25番、最後の住所大阪府羽曳野市高鷲10丁目12番12号、死亡の場所大阪府羽曳野市、死亡年月日令和5年5月1日、出生の場所高知県長岡郡本山町、出生年月日昭和17年11月3日、職業不詳

被相続人 亡 高橋 努

事務所大阪市中央区難波3丁目7番12号G P・GATEビル7階

相続財産清算人 弁護士 塩路 陽香

催告期間満了日 令和8年1月28日

大阪家庭裁判所堺支部

令和7年（家）第20031号

群馬県渋川市石原56番地3

申立人 清水 敏晶

本籍群馬県北群馬郡榛東村大字長岡1353番地、最後の住所群馬県北群馬郡榛東村大字長岡1357番地4、死亡の場所群馬県渋川市、死亡年月日令和7年2月27日、出生の場所群馬県高崎市、出生年月日昭和27年11月14日、職業無職

被相続人 亡 星野 喜一

事務所群馬県前橋市大手町1丁目5番11号大手町ビル2階A-5 湯澤晃法律事務所

相続財産清算人 弁護士 辻 明嘉

催告期間満了日 令和8年1月14日

前橋家庭裁判所

令和7年（家）第20059号

群馬県富岡市富岡1460番地1

申立人 富岡市長 榎本 義法

本籍群馬県富岡市南蛇井1483番地2、最後の住所群馬県富岡市南蛇井1483番地2、死亡の場所群馬県富岡市、死亡年月日平成29年6月5日、出生の場所群馬県甘楽郡丹生村、出生年月日昭和34年2月13日、職業不詳

被相続人 亡 今井 靖一

事務所群馬県高崎市八千代町2丁目1番1号 弁護士法人高橋三兄弟法律事務所

相続財産清算人 清水 卓

催告期間満了日 令和8年1月13日

前橋家庭裁判所高崎支部

令和7年（家）第5003号

福井県越前市妙法寺町53番地4

申立人 長 裕子

本籍福井県勝山市栄町4丁目201番地1、最後の住所福井県勝山市栄町4丁目2番43号、死亡の場所福井県勝山市、死亡年月日令和6年3月3日、出生の場所福井県勝山市、出生年月日昭和14年1月6日、職業無職

被相続人 亡 川端 達雄

事務所福井県福井市春山1丁目3番1号 あじさい法律事務所

相続財産清算人 弁護士 太田 宏史

催告期間満了日 令和8年1月13日

福井家庭裁判所

令和7年(家)第40124号

札幌市中央区大通西14丁目1番地

申立人 北海道信用保証協会

本籍北海道札幌市北区新川5条3丁目3番、最後の住所札幌市北区新川5条3丁目3番25-1012号、死亡の場所北海道札幌市北区、死亡年月日推定令和6年8月18日、出生の場所北海道小樽市、出生年月日昭和19年10月27日、職業無職

被相続人 亡 宗形 良子

札幌市中央区大通西13丁目4番地レジディア大通公園3F坂本・松田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 松田 大剛

催告期間満了日 令和8年2月13日

札幌家庭裁判所

令和7年(家)第66号

北海道二海郡八雲町内浦町155番地3

申立人 八雲町漁業協同組合

本籍北海道二海郡八雲町黒岩43番地、最後の住所北海道二海郡八雲町黒岩43番地、死亡の場所北海道二海郡八雲町、死亡年月日令和5年10月28日、出生の場所北海道山越郡八雲町、出生年月日昭和23年11月18日、職業漁師

被相続人 亡 管井 清

北海道二海郡八雲町富士見町21番地1

相続財産清算人 菊池 和史

催告期間満了日 令和8年1月31日

函館家庭裁判所八雲出張所

令和7年(家)第30085号

東京都港区浜松町2丁目3番1号

申立人 オリックス債権回収株式会社

本籍仙台市青葉区高野原4丁目1番地18、最後の住所仙台市青葉区高野原4丁目1番地の18、死亡の場所宮城県仙台市泉区、死亡年月日令和6年8月20日、出生の場所北海道夕張郡長沼村、出生年月日昭和24年3月24日、職業不明

被相続人 亡 廣田理一郎

仙台市青葉区一番町1丁目16番23号 一番町スクエア3階 金澤法律事務所

相続財産清算人 弁護士 谷 遼治

催告期間満了日 令和8年1月30日

仙台家庭裁判所

令和7年(家)第30088号

東京都中野区本町2丁目46番1号

申立人 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社

本籍宮城県名取市閑上2丁目1番、最後の住所仙台市青葉区錦ヶ丘4丁目12番地の12、死亡の場所宮城県仙台市宮城野区、死亡年月日令和5年7月31日、出生の場所宮城県名取市、出生年月日昭和35年5月22日、職業不明

被相続人 亡 渡邊 哲也

仙台市青葉区一番町2丁目8番15号 太陽生命仙台ビル5階 吉田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 渡辺 拓也

催告期間満了日 令和8年1月30日

仙台家庭裁判所

令和7年(家)第30097号

東京都練馬区錦2丁目23-7-604

申立人 德田 昌彦

本籍宮城県仙台市太白区金剛沢1丁目105番地、最後の住所仙台市太白区八木山南3丁目7番地の15、死亡の場所宮城県仙台市太白区、死亡年月日令和5年7月1日頃から6日までの間、出生の場所関東州大連市、出生年月日昭和13年2月9日、職業無職

被相続人 亡 德田 昌則

仙台市青葉区大町1丁目2番1号 ライオンビル8階 ひろむ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山田 大仁

催告期間満了日 令和8年1月30日

仙台家庭裁判所

令和7年(家)第30006号

東京都港区西新橋1丁目3番1号

申立人 三菱H.Cキャピタル債権回収株式会社

本籍宮城県伊具郡丸森町大内字南平240番地1、最後の住所宮城県伊具郡丸森町大内字南平240番地3、死亡の場所宮城県白石市、死亡年月日令和6年1月28日、出生の場所宮城県伊具郡丸森町、出生年月日昭和31年6月29日、職業不詳

被相続人 亡 阿部 健一

主たる事務所東京都千代田区飯田橋2丁目14番5号P u r e W o o d ガーデン3階

相続財産清算人 司法書士法人ベル総合事務所

代表者社員 江口龍一郎

催告期間満了日 令和8年2月16日

仙台家庭裁判所大河原支部

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第1619号

山梨県甲府市相生2丁目5番17号鈴木屋ビル3階田中・高橋法律事務所

申立人 今津 裕

本籍山梨県山梨市七日市場564番地、最後の住所山梨県山梨市上之割110番地、死亡の場所山梨県山梨市、死亡年月日推定令和3年10月10日、出生の場所山梨県山梨市、出生年月日昭和31年12月6日、職業無職

被相続人 亡 新田 正明

催告期間満了日 令和8年1月18日

甲府家庭裁判所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

令和7年(ヘ)第1号

東京都港区六本木1丁目4番5号アークヒルズサウスタワー7階

申立人 日本グッドイヤー株式会社

代表取締役 ラミー・マーハー・エルサビー

権利を争う旨の申述の終期 令和7年9月30日

令和7年6月13日 八戸簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 B B 73714

金額 31,847,641円

支払期日 令和7年7月31日

支払地 八戸市

支払場所 青森銀行三日町支店

振出日 令和7年4月30日

振出地 八戸市沼館3丁目2番8号

振出人 ジーワイタイヤ青森販売株式会社 代

表取締役 三浦 周二

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(ヘ)第22号

埼玉県草加市青柳3丁目20番60号

申立人 有限会社荒谷機工

代表者代表取締役 荒谷 茂

申立代理人弁護士 中島 悠佑

権利を争う旨の申述の終期 令和7年10月1日

令和7年6月12日 東京簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 B C 018093

金額 5,000,000円

支払期日 令和7年2月28日

支払地 東京都台東区

支払場所 株式会社みずほ銀行雷門支店

振出日 令和6年12月31日

振出地 東京都台東区

振出人 花木工業株式会社 代表取締役 海内智治

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(ヘ)第1号

次の申立人から別紙目録記載の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出してください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することができます。

北海道礼文郡礼文町大字香深村字トンナイ132番地の4

申立人 三井 隆之

権利の届出の終期 令和7年10月10日

令和7年6月10日 稚内簡易裁判所
(別紙) 目録

1 土地 礼文郡礼文町大字香深村字トンナイ132番4

宅地 59.94平方メートル

2 登記年月日番号 旭川地方方法務局稚内支局明治34年9月6日受付第173号

3 登記した権利の内容

登記の目的 貸借権設定

原因 明治34年7月10日設定

借賃 1年12円50銭

支払期 每年7月30日

存続期間 明治34年7月より明治44年6月まで10年

範囲 本番の土地の内14坪

賃借権者 礼文郡礼文町大字香深村32番地

廣瀬 徳人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあつたので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出でください。

令和6年(家)第210号

旭川市東光1条10丁目1番8号
申立人 廣瀬 章一
本籍北海道旭川市東光1条10丁目38番地、最後の住所旭川市東光1条10丁目1番8号
不在者 廣瀬百合子
大正15年12月13日生
届出期間満了日 令和7年10月24日
旭川家庭裁判所

令和6年(家)第2490号

京都府向日市向日町北山18番地の12
申立人 吉岡 宗吾
本籍京都府京都市南区吉祥院定成町54番地、最後の住所静岡県静岡市大谷888番地の1増田ハイツ1階第2号室
不在者 吉岡 一(戸籍上の漢字吉岡一)
昭和27年1月19日生
届出期間満了日 令和7年10月24日
京都家庭裁判所

令和7年(家)第1426号

滋賀県高島市今津町大供大門1-7-4
申立人 大構 常二
本籍滋賀県高島市今津町大供54番地、最後の住所大阪府大阪市東成区神路1丁目12番8-102号
不在者 大構 高男
昭和25年8月28日生
届出期間満了日 令和7年10月10日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第210号

大阪市西淀川区佃4丁目11番3号
申立人 原 久惠
本籍大分県国東市安岐町馬場674番地1、最後の住所福岡市中央区港3丁目10番26-110号
不在者 永石 龍雄
昭和15年3月23日生
届出期間満了日 令和7年10月31日
福岡家庭裁判所

令和7年(家)第47号

鹿児島県大島郡徳之島町亀徳3314-21
申立人 田中しめの
本籍鹿児島県大島郡徳之島町諸田876番地、最後の住所鹿児島県大島郡徳之島町諸田876番地
不在者 宮上 節子
昭和18年1月28日生
届出期間満了日 令和7年10月9日

令和7年(家)第1020号

北海道室蘭市八丁平3丁目38-22
申立人 高橋 智樹
本籍北海道登別市新生町3丁目13番地1、最後の住所北海道登別市新生町3丁目13番地1千代の台団地 T9-2-2
不在者 高橋 敏夫
昭和8年4月9日生
届出期間満了日 令和7年10月14日
札幌家庭裁判所室蘭支部

令和7年(家)第348号

青森県青森市大字新城字平岡151番地192
申立人 長谷川日出光
本籍青森県青森市大字新城字山田425番地、最後の住所青森県青森市大字新城字山田425番地
不在者 長谷川なつ
大正6年9月20日生
届出期間満了日 令和7年10月14日
青森家庭裁判所

令和7年(家)第83号

神奈川県三浦市初声町下宮田726-5
申立人 川名 房雄
本籍神奈川県三浦市初声町和田3328番地、最後の住所神奈川県三浦市初声町和田3328番地2
不在者 川名 清司
昭和6年9月17日生
届出期間満了日 令和7年10月10日
横浜家庭裁判所横須賀支部

令和6年(家)第136号

神奈川県横須賀市秋谷5228番地15
申立人 増田 史絵

本籍長崎県佐世保市稻荷町185番地、最後の住所長崎県佐世保市東浜町785番地5

不在者 小野 節子
昭和23年4月4日生
届出期間満了日 令和7年10月10日
長崎家庭裁判所佐世保支部

失踪宣告**令和6年(家)第126号**

本籍秋田県秋田市橋山医王院前町6番地、最後の住所不詳
不在者 七條 洋子
昭和17年3月25日生
令和7年6月10日失踪宣告審判確定
秋田家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第996号

本籍東京都豊島区池袋3丁目1012番地、最後の住所埼玉県さいたま市浦和区神明2丁目23番3号福寿ハイツ2号

不在者 小島 健明
昭和19年11月12日生
令和7年6月10日失踪宣告審判確定
さいたま家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第5278号

本籍福岡県大牟田市瓦町37番地、最後の住所東京都大田区中馬込1丁目11番16-305号
不在者 宮崎 史郎
昭和30年9月21日生
令和7年6月11日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第7686号

本籍東京都北区滝野川4丁目19番地、最後の住所東京都板橋区赤塚新町3丁目26番15号
不在者 小川 洋行
昭和41年10月13日生
令和7年6月11日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第7826号

国籍スイス、最後の住所スイス国以下不詳
不在者 クアドロ・カルメン
西暦1948年2月26日生
令和7年6月11日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第349号

本籍愛媛県東温市河之内甲3555番地第2、最後の住所愛媛県東温市野田2丁目5-9フォレストM201
不在者 近藤早也佳
平成2年7月17日生
令和7年6月10日失踪宣告審判確定
松山家庭裁判所裁判所書記官

失踪宣告取消**令和6年(家)第697号**

本籍鹿児島県姶良市蒲生町上久德2462番地、住所北九州市小倉南区葉山町2-3-19-101

申立人(失踪者) 濱之口 均
昭和32年10月22日生

令和7年6月7日失踪宣告取消審判確定
福岡家庭裁判所小倉支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

令和7年(ヘ)第1号

山形県米沢市下花沢3丁目7番19号
申立人 和田 春美
権利の届出の終期 令和7年5月30日
令和7年6月9日 米沢簡易裁判所
(別紙) 目録

(1)土地 東置賜郡川西町大字洲島字熊館6597番田 153平方メートル
(2)登記年月日番号 山形地方法務局米沢支局昭和7年5月30日受付第1029号
(3)登記した権利の内容

登記の目的 永小作権設定
原因 昭和6年1月30日設定
目的 耕作
小作料 5ヶ年を1期とし1円50銭
支払期 昭和6年同11年同16年同21年各1月30日限前納
存続期間 20ヶ年
永小作権者 福島県郡山市堂前町59番地 渡邊 三良

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第801号

千葉市中央区中央4丁目10番12号
債務者 株式会社セントラル・エデュケーション

代表者代表取締役 池田 圭司

- 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高塚 真希
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午後3時

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第151号

千葉県成田市古込字込前154番4号
債務者 株式会社ユナイテッドクリアランスエンジニアリング

代表者代表取締役 小松 誠

- 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 日名子 晓
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午前11時

千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第4035号

東京都新宿区左門町6番地7 鯉江ビル902
債務者 株式会社i n 4

代表者代表取締役 矢崎 哲央

- 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 俊介
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4051号

東京都板橋区徳丸5丁目13番15号
債務者 ポラリス・アルファ合同会社
代表者代表社員 伊藤 和則

- 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 新間祐一郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4052号

東京都新宿区新宿5丁目11番13号 富士新宿ビル4階
債務者 株式会社F O S I D E A.

代表者代表取締役 叶内 翔

- 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 牧 恭弘
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4053号

東京都港区南青山2丁目2番15号
債務者 合同会社B l u e W i n g s
代表者代表社員 市村 昭憲

- 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡部 美香
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4055号

東京都千代田区九段南1-5-6 りそな九段ビル5F
債務者 株式会社A L L
代表者代表取締役 中村 金男

- 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上神 桂

- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4057号

東京都港区赤坂6丁目10番33-416号
債務者 株式会社ジーエムワークス
代表者代表取締役 和田 宗明

- 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 知念よしの
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4067号

東京都杉並区高円寺南1丁目24番7号
債務者 株式会社きれか
代表者代表取締役 伊藤 剛史

- 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 知念 芳文
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4068号

東京都文京区小石川4丁目21番2号
債務者 株式会社キノーズコーポレーション
代表者代表取締役 木下也寸志

- 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 長濱 晶子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4070号

東京都千代田区内神田1-18-11、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区神田小川町3丁目28番2号
債務者 株式会社スパイアップ・ウーマン
代表者代表清算人 伊東 真由

- 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西垣 奏子

4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4071号

東京都中野区野方3丁目29番11-103号
債務者 有限会社リング
代表者代表取締役 菅村 佳実

- 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小川 弘義
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4095号

東京都千代田区九段南1丁目5番6号 りそな九段ビル5F・K Sフロア
債務者 株式会社A d e l a n t e
代表者代表取締役 斎藤 安奈(堀口 安奈)

- 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤田 将貴
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4096号

東京都品川区東五反田1丁目4番11-703号
債務者 株式会社L i f e D e s i g n P a r t n e r s
代表者代表取締役 石田 直輝

- 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 近藤 元樹
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4097号 東京都千代田区鍛冶町1丁目5番4号 債務者 株式会社Hプラス 代表者代表取締役 林 兼一郎 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 後藤 大 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第4122号 東京都大田区東海4丁目3番10号 債務者 有限会社キヤバ 代表者代表取締役 田村 拓也 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 萩原美由紀 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部	4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木村 康之 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午後1時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4098号 東京都台東区浅草5丁目41番7-501号 債務者 株式会社五香堂 代表者代表取締役 田村 大吾 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小熊 弘之 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第4148号 東京都渋谷区道玄坂1丁目10番8号 渋谷道玄坂東急ビル2F-C 債務者 株式会社C l e a f 代表者代表取締役 奥村 壮 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森山 航洋 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第4200号 広島県福山市春日町5丁目8番40号A102 債務者 J H S 株式会社 代表者代表取締役 有吉 彰英 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 須崎 利泰 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第4231号 東京都目黒区南1丁目13番11号 債務者 大和厨設株式会社 代表者代表取締役 加納 克巳 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鎌ヶ江洋祐 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4119号 東京都千代田区紀尾井町3番29号 債務者 功コーポレーション株式会社 代表者代表取締役 小林 功尚 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 千須和厚至 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第4161号 東京都品川区東品川1丁目22番8号 債務者 株式会社ニンジャタウロス 代表者代表取締役 加藤 裕太 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山田 康成 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第4201号 東京都千代田区霞が関1丁目4番1号 日土地ビル2階S E N Q霞が関 債務者 株式会社カイロス 代表者代表取締役 有吉 彰英 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鎌ヶ江洋祐 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第4219号 愛知県小牧市大字北外山708番地1 債務者 株式会社イーストウェイ 代表者代表取締役 安東 祐輔 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 尚司 4 破産債権の届出期間 令和7年7月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午後1時40分 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第4120号 東京都杉並区高円寺北1丁目20番7号 債務者 株式会社f m 代表者代表取締役 松浦 史尚 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 浅井 大輔 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第4190号 埼玉県三郷市仁蔵295番地 債務者 有限会社テクノサービス 代表者代表取締役 野村 浩 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小畠 明彦 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第4226号 東京都台東区三ノ輪1丁目14番2号 債務者 有限会社大正 代表者代表取締役 大橋 正志 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木村 康之 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午前10時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1010号 東京都昭島市武蔵野2丁目13番5号 債務者 株式会社Y S K 代表者代表取締役 伊藤 伸一 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 後藤 裕太 4 破産債権の届出期間 令和7年7月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月11日午前11時30分 東京地方裁判所立川支部民事第4部	4 破産債権の届出期間 令和7年8月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午後3時30分 さいたま地方裁判所川越支部 令和7年(フ)第127号 沖縄県沖縄市知花5丁目31番35号パティオそよ風206 債務者 村政工業株式会社 代表者代表取締役 村吉 政己 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 本田 祥子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午後1時10分 那覇地方裁判所沖縄支部破産係	令和7年(フ)第314号 兵庫県尼崎市西立花町1丁目6番8号 債務者 株式会社A S コーポレート 代表者代表取締役 中川 昭彦 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 阪田 健夫 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午前10時 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係	1 決定年月日時 令和7年6月26日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野々木靖人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午前10時 徳島地方裁判所民事部
令和7年(フ)第1455号 横浜市青葉区みたけ台44-1 債務者 有限会社新羽鋼材 代表者取締役 和田 孝久 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 青山 良治 4 破産債権の届出期間 令和7年7月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後1時50分 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第441号 札幌市中央区南9条西3丁目1番地28レジデンスセゾン203 債務者 有限会社S プラン 代表者取締役 山崎 伸 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橋山 正幹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午前10時30分 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第79号 福島県いわき市内郷御厩町4丁目46番地の7 債務者 株式会社フラジールアシスト 代表者代表取締役 松澤 一樹 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 永山健太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午前10時 福島地方裁判所いわき支部	1 決定年月日時 令和7年6月26日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 植野 剛 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午前10時 高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和7年(フ)第190号 静岡県御殿場市新橋1289-130、前住所静岡県御殿場市東田中1516番地の1 債務者 I M P O R T S P O R T S 株式会社 代表者代表取締役 芹澤 圭寿 1 決定年月日時 令和7年6月26日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 一杉 泰博 4 破産債権の届出期間 令和7年7月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午後1時30分 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	令和7年(フ)第1195号 名古屋市中村区野上町89番地の1 債務者 株式会社クロススクエア 代表者代表取締役 畑中 未千 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森田美由紀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午後2時10分 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第1102号 愛知県大府市東新町5丁目34番地 債務者 アイワドー株式会社 代表者代表取締役 糸坂 龍太 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 横山 真一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午前10時30分 福島地方裁判所いわき支部	1 決定年月日時 令和7年6月26日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡田 祐輝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午後3時 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第363号 埼玉県川越市岸町2丁目5番地5 債務者 株式会社M G O Z A W A 代表者代表取締役 小澤 浩司 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中山 達人	令和7年(フ)第51号 滋賀県彦根市銀座町4番27号 債務者 株式会社アズーロ 代表者代表取締役 青池 貴司 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 北村 美菜 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月22日午前11時 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第158号 岡山県総社市秦2336-45 債務者 株式会社G I N G A 代表者代表取締役 小椋 大輝 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大寺 健太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午後1時10分 奈良地方裁判所破産係	1 決定年月日時 令和7年6月27日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森下千恵子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午後2時20分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第161号 徳島県阿南市辰巳町1番地26 債務者 株式会社タカノブ 代表者代表取締役 高延 良孝 1 決定年月日時 令和7年9月22日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中山 達人	令和7年(フ)第161号 大津地方裁判所彦根支部	令和7年(フ)第46号 岡山県美作市林野258番地 債務者 N i r v a n a 株式会社 代表者代表取締役 中村 彰 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 奥野 哲也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午前11時30分 岡山地方裁判所津山支部	

令和7年（フ）第278号 新潟市中央区万代1丁目2番3号 コープ野村万代1F 債務者 株式会社LIFE KNOWLEDGE E 代表者代表取締役 白倉 和宏 1 決定年月日時 令和7年6月26日午前9時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩原 一馬 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午前11時45分 新潟地方裁判所民事部	破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間 次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。 令和7年（フ）第80号 福島県いわき市内郷御厩町4丁目46番地の7 債務者 松澤 一樹 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 永山健太郎 4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年8月20日まで 福島地方裁判所いわき支部	3 破産管財人 弁護士 鍋嶋 正明 4 破産債権の届出期間 令和7年8月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで 青森地方裁判所弘前支部	3 破産管財人 弁護士 南川麻由子 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午後1時40分 6 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年（フ）第76号 新潟県小千谷市土川2丁目6番11号 債務者 株式会社FREEDOM 代表者代表取締役 島崎 和也 1 決定年月日時 令和7年6月26日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 水戸 愛子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午前11時 新潟地方裁判所長岡支部破産係	令和7年（フ）第96号 千葉県木更津市長須賀2487番地2 クレール長須賀204 債務者 森 将司 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 古田 恒司 4 破産債権の届出期間 令和7年7月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午後1時15分 6 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 千葉地方裁判所木更津支部	令和7年（フ）第320号 神奈川県南足柄市千津島1407番地2 債務者 加藤 裕子 1 決定年月日時 令和7年6月26日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 林 服子 4 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	令和7年（フ）第320号 神奈川県南足柄市千津島1407番地2 債務者 加藤 裕子 1 決定年月日時 令和7年6月26日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安藤なつき 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年（フ）第31号 福岡県大川市大字三丸740番地2 債務者 株式会社アシスト 代表者代表取締役 江上 和博 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 栗山扶美香 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午後2時30分 福岡地方裁判所柳川支部破産係	令和7年（フ）第190号 茨城県水戸市大塚町990番地の5 債務者 小松 一昭 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 江原 健太 4 破産債権の届出期間 令和7年8月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 水戸地方裁判所	令和7年（フ）第737号 札幌市中央区南7条西6丁目2番地2 ベルサエレンシア1002号 債務者 山崎 伸 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 脇山 正幹 4 破産債権の届出期間 令和7年7月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午前10時45分 6 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年（フ）第802号 千葉市美浜区磯辺5丁目12番4棟204号 債務者 池田 圭司 1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高塚 真希 4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午後3時 6 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年（フ）第2743号 大阪市此花区高見1丁目3番32-610号 債務者 株式会社島田機工 代表者代表取締役 岩元 良人 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 和人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（フ）第65号 青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字湯野川原111番地5 債務者 藤川ゆかり（旧姓今） 1 決定年月日時 令和7年6月26日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。	令和7年（フ）第871号 千葉市中央区今井2丁目14番13号 布施ビルI 305号 債務者 田中 直樹 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。	令和7年（フ）第58号 千葉県長生郡白子町剃金2730番地6 フラワーパレス白子804 債務者 原田 工 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 飯田 晃久 4 破産債権の届出期間 令和7年7月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和7年(フ)第837号
千葉県浦安市富士見3丁目9番1—401号
浦安堀江県営住宅1号棟
債務者 伍 龍成
1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 中村 恒平
4 破産債権の届出期間 令和7年7月25日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月17日午前11時
6 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第864号
千葉市中央区千葉港3番25号 サングランデザ・レジデンス千葉206号
債務者 加藤千沙里
1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 若林 義和
4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午前10時40分
6 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第876号
千葉市若葉区千城台西2丁目19番10号
債務者 永野 政己
1 決定年月日時 令和7年6月20日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 下山 修司
4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午前10時40分
6 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第891号
千葉県習志野市津田沼6丁目5番8号 プラントグラス201号
債務者 山下 龍馬
1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 山田 剛史	令和7年(フ)第4129号
4 破産債権の届出期間 令和7年7月25日まで	東京都足立区中央本町4丁目11—9 レオパレス梅島第3 107
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月17日午前11時	債務者 豊田 陶也
6 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時
令和7年(フ)第3991号	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
東京都世田谷区砧6丁目30—1	3 破産管財人 弁護士 錦野 匠一
債務者 野原 健児	4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで
1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月21日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	6 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで 東京地方裁判所民事第20部
3 破産管財人 弁護士 鬼島 佑太	令和7年(フ)第4140号
4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで	東京都北区東十条5丁目7—6 やすらぎの里東十条
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月21日午前11時30分	債務者 岡山 春仁
6 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時
令和7年(フ)第4047号	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
東京都練馬区東大泉7丁目19—8 OHK 7 103	3 破産管財人 弁護士 小堀 昂亮
債務者 佐藤 栄子	4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで
1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月21日午前11時30分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	6 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで 東京地方裁判所民事第20部
3 破産管財人 弁護士 小林 慶治	令和7年(フ)第29号
4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで	新潟県上越市東本町5丁目2番9号
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月21日午前11時30分	債務者 岡田壯一郎
6 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年6月26日午後3時
令和7年(フ)第4086号	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
東京都墨田区鷹番3丁目9—2—301	3 破産管財人 弁護士 樽澤 広和
債務者 下里 瞳	4 破産債権の届出期間 令和7年8月7日まで
1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
3 破産管財人 弁護士 飯野 晃司	7 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで 新潟地方裁判所高田支部
4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで	令和6年(フ)第380号
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月21日午前11時30分	新潟市東区下木戸1丁目26番3号
6 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで 東京地方裁判所民事第20部	債務者 大滝 健一(旧姓金子)
1 決定年月日時 令和7年6月25日午後3時	1 決定年月日時 令和7年6月25日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山田 聰之	3 破産管財人 弁護士 堀田 克明
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午後1時30分	4 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで 大阪地方裁判所第6民事部
5 免責意見申述期間 令和7年8月20日まで 新潟地方裁判所民事部	
6 免責意見申述期間 令和7年8月20日まで 岡山地方裁判所津山支部	
令和7年(フ)第829号	
千葉市花見川区武石町2丁目944番地72 K IIIアパート203号	
債務者 稲田 夏樹	
1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 松本 舜	
4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	
令和7年(フ)第724号	
千葉県船橋市古作3丁目6番8号 ヴィラ・ウイスター101号	
債務者 川崎 典子	
1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 鈴木 達矢	
4 免責意見申述期間 令和7年8月20日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	
令和7年(フ)第2721号	
大阪市淀川区木川東1丁目10番8—4号 C h u r a L e e f 105号	
債務者 中島 捷人	
1 決定年月日時 令和7年6月25日午後3時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人 弁護士 堀田 克明	
4 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで 大阪地方裁判所第6民事部	

**破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間**

令和7年(フ)第891号

埼玉県戸田市美女木7丁目7番地の7 朝倉貸家1号棟、旧住所埼玉県戸田市笛目5丁目2番地の33 口キシー池上I-205号室
債務者 郡山 長孝

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第961号

埼玉県桶川市若宮2丁目3番23号 ホーユウコンフォルト桶川307号
債務者 宇津木志帆

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第975号

埼玉県さいたま市岩槻区東岩槻4丁目3番地2 B-202
債務者 相坂 千春

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第994号

埼玉県川口市西川口2丁目6番13号 アイリス西川口201号
債務者 田代 翼

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1013号

さいたま市岩槻区東町2丁目1番19号 シティハイムローレル105
債務者 井上 芳子

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第127号

愛知県刈谷市新富町1丁目401番地 サンライズ15-524号、破産申立時の住所埼玉県東松山市松本町2丁目1番68号 108号室
債務者 飯田 和陽

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第24号

千葉県香取市篠原イ690番地
債務者 関根 貞子

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで
千葉地方裁判所佐原支部

令和7年(フ)第368号

川崎市高津区新作3丁目15番27号 内田莊
債務者 櫛引 佑一

- 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第246号

相模原市緑区城山1丁目14番35号 KNレジデンス105
債務者 李代 稔

- 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第91号

新潟県長岡市桂町1130番地
債務者 渡辺 雅之

- 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和7年(フ)第98号

新潟県魚沼市中原402番地5 シーハイル文吉202号
債務者 中山 勝博

- 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和6年(フ)第290号

奈良県北葛城郡上牧町岡台3丁目1番地(56-101)
債務者 北田 好男

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(フ)第68号

奈良県大和高田市甘田町6番1-202号 ビレッジハウス曾大根1号棟
債務者 井上 恵喜

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時
- 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(フ)第103号

奈良県北葛城郡上牧町岡台3丁目1番地(12-102)
債務者 浅川 正人

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時
- 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(フ)第129号

奈良県御所市1444番地
債務者 上野 雅也

- 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時
- 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(フ)第194号

岡山県倉敷市連島町鶴新田2094番地24
債務者 荒木 紗子

- 1 決定年月日時 令和7年6月25日午前10時
- 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第221号 函館市本通2丁目53番17-302号 債務者 小林 健一	1 決定年月日時 令和7年6月26日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで 函館地方裁判所
令和7年(フ)第1128号 愛知県春日井市藤山台3丁目1番地8 319号棟109号室、従前の住所名古屋市緑区大将ケ根1丁目3046番地 債務者 高橋 恵	1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1136号 名古屋市北区西志賀町3丁目55番地の1 ライフ志賀2B号 債務者 和田 正道	1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1181号 名古屋市天白区平針4丁目108番地 ユニープル第3平針302号 債務者 セレクタマビラズ(SHRESTHAMABIRAJ)	1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1249号 愛知県大府市松山町1丁目138番地 債務者 高橋 隆美	1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1251号 愛知県瀬戸市萩山台7丁目5番502号 債務者 宮城ジュアンこと MIYASHIRO E S P I N O Z A J U A N A L FRED O	1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1257号 愛知県小牧市大字久保一色824番地1 障害者グループホーム クオリア デール 債務者 佐々木綾子	1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1258号 名古屋市港区小碓1丁目504番地 グランドヒルズ鈴木101号 債務者 車谷 新一	1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 長崎地方裁判所佐世保支部破産係
令和7年(フ)第1312号 名古屋市北区生駒町1丁目14番地の1 i i usion黒川202号 債務者 堀井 紗妃	1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 長崎地方裁判所佐世保支部破産係
令和7年(フ)第1332号 名古屋市緑区鳴海町字小森48番地の1 シティファミリー鳴海小森A棟805号 債務者 黒川 麻子	1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第983号 さいたま市見沼区大字小深作703番地10 T Y七里101号室 債務者 阿部 理沙	1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第985号 さいたま市見沼区東大宮6丁目49番地15 シティヒルコート102 債務者 田中 麻梨	1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第991号 埼玉県久喜市青毛2丁目10番地12 インフィールド青毛106号 債務者 田部井邦夫	1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第996号 埼玉県鴻巣市赤見台3丁目35番1-107号 シティホームズ赤見台 債務者 千田 元樹	1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第402号	埼玉県狭山市狭山台1丁目17番地の1 カルム向坂307 債務者 長峰 理恵 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第403号	埼玉県狭山市狭山台1丁目17番地の1 カルム向坂307 債務者 長峰 祐哉 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第160号	千葉県佐倉市宮前3丁目11番地12 ヒルズ宮前103 債務者 沢辺 茂樹 1 決定年月日時 令和7年6月19日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 千葉地方裁判所佐倉支部
令和7年(フ)第87号	新潟県長岡市本町2丁目2番地16 レクセル長岡1203号室 債務者 道股 祐太 1 決定年月日時 令和7年6月26日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 新潟地方裁判所長岡支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正	令和7年(フ)第419号	大阪府松原市天美東2丁目144番地の13 破産者 ダイニングバー鶴バルエビスこと森正光 1 主文 当裁判所が令和7年5月21日午後2時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「大阪府松原市天美東2丁目144番地の13」とあるのを「大阪府松原市天美東6丁目16-4、住民票上の住所大阪府松原市天美東2丁目144番地の13」と更正する。 2 決定年月日 令和7年6月23日 大阪地方裁判所堺支部破産係	1 決定年月日 令和7年6月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 仙台地方裁判所石巻支部破産係	1 決定年月日 令和7年6月26日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 横浜地方裁判所第3民事部
破産手続終結	令和5年(フ)第920号	千葉県市原市瀬又872番地73 破産者 高橋 道子 1 決定年月日 令和7年6月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	千葉地方裁判所一宮支部破産係	千葉地方裁判所一宮支部破産係
令和5年(フ)第790号	千葉県松戸市下矢切217番地 ラ・ベルメゾン201号 破産者 渥美 寛之 1 決定年月日 令和7年6月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	広島市西区楠木町1丁目15番24号 破産者 株式会社ウエスト電力 1 決定年月日 令和7年6月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	広島地方裁判所民事第4部	静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和5年(フ)第422号	千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和6年(フ)第790号	千葉県松戸市下矢切217番地 ラ・ベルメゾン201号 破産者 渥美 寛之 1 決定年月日 令和7年6月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	北海道北斗市中央2丁目6番3号 破産者 株式会社中野事業所 1 決定年月日 令和7年6月26日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	令和6年(フ)第361号
令和5年(フ)第8234号	千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和6年(フ)第77号	千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 群馬県太田市只上町467番地2 破産者 ティーエスチール株式会社 1 決定年月日 令和7年6月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	東京都港区芝公園3丁目1番8号 破産者 株式会社A. L. I. T e c h n o l o g i e s 1 決定年月日 令和7年6月26日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和5年(フ)第13号	前橋地方裁判所太田支部 令和6年(フ)第30号	前橋地方裁判所太田支部 宮城県石巻市中浦2丁目1番135号 破産者 東邦エンジニアリング株式会社	東京地方裁判所民事第20部 神奈川県大和市上和田1773-2 エムオーハイム103、商業登記簿上の本店所在地神奈川県大和市代官2丁目10番地7 破産者 合同会社P A Z	令和5年(フ)第90号
破産手続終結及び免責許可決定	令和6年(フ)第20号	新潟県長岡市本町2丁目2番地16 レクセル長岡1203号室 債務者 道股 祐太 1 決定年月日時 令和7年6月26日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 新潟地方裁判所長岡支部破産係	群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2822番地5 破産者 山田 博 1 決定年月日 令和7年6月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	津地方裁判所伊賀支部

令和6年(フ)第78号

群馬県太田市只上町467番地2

破産者 田野 一義

1 決定年月日 令和7年6月24日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所太田支部

令和6年(フ)第54号

岩手県奥州市江刺玉里字帆ノ木谷地129番地

破産者 伊藤 正夫

1 決定年月日 令和7年6月25日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所水沢支部

令和6年(フ)第455号

静岡市清水区小河内1255番地

破産者 松永 勇

1 決定年月日 令和7年6月25日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2492号

名古屋市中川区八家町1丁目26番地

破産者 宇佐美武生

1 決定年月日 令和7年6月25日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和5年(フ)第72号

山口県岩国市平田6丁目19番13-102号(前住所)

山口県岩国市室の木町4丁目60番15号)

破産者 橋本 正道

- 1 決定年月日 令和7年6月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

山口地方裁判所岩国支部

令和6年(フ)第59号

福岡県北九州市小倉北区片野1丁目13-7片野レジデンス403号(開始決定時の住所)

山口県岩国市山手町4丁目2番23号)

破産者 清水 誓子

- 1 決定年月日 令和7年6月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

山口地方裁判所岩国支部

令和5年(フ)第423号

北海道北斗市押上1丁目4番2号

破産者 村田 順子

- 1 決定年月日 令和7年6月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

函館地方裁判所

令和6年(フ)第108号

宮城県大崎市鹿島台広長字猪ケ鼻1番地6

破産者 菅原 孝

- 1 決定年月日 令和7年6月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所古川支部破産係

令和7年(フ)第159号

横浜市緑区新治町501番地3 ジュピロ壱番館102号

破産者 仲谷 遊也

- 1 決定年月日 令和7年6月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第93号

静岡県御殿場市川島田523番地

破産者 勝間田 元

- 1 決定年月日 令和7年6月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和5年(フ)第325号

高知市潮見台2丁目1810番地

破産者 杉本久美子

- 1 決定年月日 令和7年6月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

高知地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日**令和7年(フ)第261号**

さいたま市南区松本1丁目9番7号 J S E フラツツ浦和101号室

破産者 松橋 佳永

- 1 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで
- 2 一般調査期日 令和7年9月8日午前11時50分

令和7年6月23日

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第710号

静岡市葵区城北52番地の2 203号

破産者 安本 昌子

- 1 破産債権の届出期間 令和7年7月24日まで
- 2 一般調査期日 令和7年9月3日午前10時30分

令和7年6月26日

静岡地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第1224号

広島市中区光南2丁目2番6号

破産者 株式会社システム中国

- 1 破産債権の届出期間 令和7年7月24日まで
- 2 一般調査期日 令和7年9月26日午後1時30分

令和7年6月24日

広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第6号

最後の住所:群馬県高崎市宮沢町1389番地

破産者 亡鎌田國爲相続財産

- 1 破産債権の届出期間 令和7年7月30日まで
- 2 一般調査期日 令和7年10月6日午前10時50分

令和7年6月25日 前橋地方裁判所高崎支部

令和6年(フ)第2118号

埼玉県新座市野火止8丁目14番29号

破産者 株式会社伸光堂西部販売

- 1 破産債権の届出期間 令和7年7月31日まで
- 2 一般調査期日 令和7年9月8日午後2時40分

令和7年6月25日

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第305号

埼玉県白岡市西2丁目11番 白岡つじヶ丘

団地3-404

破産者 木村富貴子

- 1 破産債権の届出期間 令和7年7月31日まで
- 2 一般調査期日 令和7年9月22日午前11時50分

令和7年6月25日

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和5年(フ)第186号

群馬県太田市龍舞町3770番地2 ネット・ヴィラ龍舞B-102号、前住所:群馬県邑楽郡大泉町大字古海794番地の36

破産者 町田 清二

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 2 一般調査期日 令和7年9月16日午後2時

令和7年6月25日 前橋地方裁判所太田支部

令和5年(フ)第4599号

兵庫県尼崎市尾浜町3丁目11番23号 シャーメゾンアモーラ 102

破産者 北 修

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで
- 2 一般調査期日 令和7年10月9日午後2時20分

令和7年6月25日

大阪地方裁判所第6民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

令和7年(フ)第99号

宮崎市橘通東2丁目1番3号 アーバン高塚
橘通東ビル602号

破産者 古徳裕一郎

異議申述期間 令和7年8月7日まで

令和7年6月26日 宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第448号

千葉市花見川区柏井4丁目42番7号

破産者 石綿 基樹

異議申述期間 令和7年8月15日まで

令和7年6月20日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第261号

千葉市若葉区若松台3丁目45番9号

破産者 石谷 清史

異議申述期間 令和7年8月18日まで

令和7年6月24日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第298号

千葉市中央区要町1-9 アンプラッセ要町
402、住民票上の住所茨城県神栖市横瀬2909
番地132

破産者 笠谷 莉子

異議申述期間 令和7年8月18日まで

令和7年6月24日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第331号

千葉県習志野市袖ヶ浦3丁目1番3-407号
破産者 江畑 光隆

異議申述期間 令和7年8月19日まで

令和7年6月24日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1168号

大阪府寝屋川市三井が丘4丁目3番76-107
号

破産者 是井 啓彰

異議申述期間 令和7年8月21日まで

令和7年6月26日

大阪地方裁判所第6民事部

特別清算開始**令和7年(ヒ)第5号**

埼玉県行田市行田1番4号

清算株式会社 渡邊株式会社

代表清算人 渡邊 久記

1 決定年月日 令和7年6月20日

2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(ヒ)第1002号

千葉市中央区神明町22番1号

清算株式会社 アートタチバナ株式会社

代表清算人 鈴木 卓憲

1 決定年月日 令和7年6月19日

2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

千葉地方裁判所民事第4部

特別清算終結**令和6年(ヒ)第2087号**

東京都板橋区板橋1丁目5番10号

清算株式会社 株式会社フォトン

1 決定年月日 令和7年6月20日

2 主文 本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集**令和6年(再)第2号**

千葉県松戸市小金きよしケ丘3丁目12番地13

再生債務者 加藤運輸有限会社

1 決議に付する計画案 令和7年5月30日付け
再生債務者提出の再生計画案

2 議決権行使の方法 債権者集会における行使
又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

3 債権者集会

(1) 期日 令和7年8月19日午前10時

(2) 会議の目的 再生計画案の決議

4 書面投票期間 令和7年8月4日まで

5 議決権不統一行使の通知期限 令和7年8月
4日

令和7年6月23日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

小規模個人再生による再生手続開始**令和7年(再イ)第15号**

千葉県富里市七条329番地87

再生債務者 中嶋 雄一

1 決定年月日時 令和7年6月19日午後4時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで

4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令和7年8月7日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(再イ)第25号

千葉県四街道市鹿放ヶ丘490番地16

再生債務者 宮原 希光

1 決定年月日時 令和7年6月23日午後4時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年7月14日まで

4 一般異議申述期間 令和7年7月28日から令和7年8月12日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(再イ)第54号

埼玉県入間市大字下藤沢465番地14

再生債務者 星野 雅臣

1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年7月15日まで

4 一般異議申述期間 令和7年7月25日から令和7年8月4日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第30号

兵庫県芦屋市若葉町2番2-431号

再生債務者 阿部るみ子

1 決定年月日時 令和7年6月24日午後1時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年7月15日まで

4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年8月5日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

令和7年(再イ)第3号

北海道苫小牧市柏木町6丁目21番22号 ル
フージュⅡ 102号

再生債務者 井上 健太

1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令和7年8月6日まで

札幌地方裁判所苦小牧支部

令和7年(再イ)第4号

秋田県能代市落合字下谷地183番地

再生債務者 腹山 金幸

1 決定年月日時 令和7年6月25日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令和7年8月6日まで

秋田地方裁判所能代支部

令和7年(再イ)第63号

埼玉県さいたま市桜区桜田1丁目4番5号
プリムローズ303号

再生債務者 嶋田 篤史

1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令和7年8月6日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第71号

埼玉県蕨市塚越5丁目21番15号 エポック蕨
101号

再生債務者 佐藤 正和

1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令和7年8月6日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第89号

福岡市中央区西中洲2-4レオパレス西中洲
302号室 (住民票上の住所千葉市稻毛区長沼
町239番地81)

再生債務者 佐々木満宣

1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令和7年8月13日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年（再イ）第17号

岐阜市日野南7丁目3番3—101号(第2コロボ日野)
再生債務者 後藤 孝博
1 決定年月日時 令和7年6月25日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令和7年8月6日まで

岐阜地方裁判所

令和7年（再イ）第24号

岐阜県各務原市那加芦原町1丁目43番地3
再生債務者 斎藤 晃己
1 決定年月日時 令和7年6月25日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令和7年8月6日まで

岐阜地方裁判所

令和7年（再イ）第4号

岐阜県多治見市赤坂町2丁目42番地の16
再生債務者 田中 厚司
1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令和7年8月13日まで

岐阜地方裁判所多治見支部

令和7年（再イ）第137号

愛知県春日井市八田町1丁目11番地8 フィオーレ八田203号
再生債務者 河瀬 望
1 決定年月日時 令和7年6月25日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月23日から令和7年7月30日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（再イ）第13号

愛知県碧南市源氏町5丁目14番地
再生債務者 山下電気こと 山下 良治
1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月23日から令和7年7月30日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年（再イ）第10号

滋賀県東近江市上羽田町1398番地
再生債務者 久田 佳寛
1 決定年月日時 令和7年6月25日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年8月5日まで

大津地方裁判所彦根支部

令和7年（再イ）第11号

滋賀県東近江市上羽田町1398番地
再生債務者 久田可奈子
1 決定年月日時 令和7年6月25日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年8月5日まで

大津地方裁判所彦根支部

令和7年（再イ）第8号

青森市港町3丁目6番14号
再生債務者 鈴木 恵
1 決定年月日時 令和7年6月26日午後1時30分
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令和7年8月7日まで

青森地方裁判所民事部

令和7年（再イ）第17号

神奈川県足柄上郡松田町松田庶子1510番地2
再生債務者 讀原 誉宜

1 決定年月日時 令和7年6月26日午前11時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月31日から令和7年8月7日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和7年（再イ）第23号

三重県いなべ市大安町石榑南460番地1
再生債務者 石垣 俊哉
1 決定年月日時 令和7年6月26日午前11時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令和7年7月31日まで

津地方裁判所四日市支部

令和7年（再イ）第13号

鳥取県鳥取市雲山297番地25
再生債務者 村上 千鶴
1 決定年月日時 令和7年6月26日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月31日から令和7年8月7日まで

鳥取地方裁判所民事部

令和7年（再イ）第29号

愛媛県松山市久万ノ台501番地1 ユーミー久万ノ台C-301号
再生債務者 小野 清正
1 決定年月日時 令和7年6月26日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令和7年7月31日まで

松山地方裁判所民事部

令和7年（再イ）第9号

長崎県佐世保市棚方町120番地157
再生債務者 石原 直哉
1 決定年月日時 令和7年6月19日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月31日から令和7年8月7日まで

長崎地方裁判所佐世保支部

令和7年（再イ）第209号

東京都墨田区京島1—53—8—301 フエルクルール東京スカイテラスII
再生債務者 大森 雅美
1 決定年月日時 令和7年6月24日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月5日から令和7年8月26日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再イ）第206号

大阪府東大阪市下六万寺町3丁目8番63号
505号
再生債務者 辻之所賢一
1 決定年月日時 令和7年6月25日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月29日から令和7年8月7日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第212号

大阪市西淀川区佃3丁目7番43号 佃マンション20C号室
再生債務者 東 誠
1 決定年月日時 令和7年6月25日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月29日から令和7年8月12日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第50号

岡山市東区西平島89番地4
再生債務者 三宅 広貴
1 決定年月日時 令和7年6月25日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令和7年8月12日まで

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年（再イ）第60号 岡山市東区古都宿300番地26 再生債務者 宗像 優一 1 決定年月日時 令和7年6月25日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令和7年8月12日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年（再イ）第16号 群馬県高崎市吉井町中島360番地1、前住所 群馬県甘楽郡甘楽町大字福島915番地1 レオパレス天神林II209 再生債務者 戸丸 治樹 1 決定年月日時 令和7年6月25日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月6日から令和7年8月20日まで 前橋地方裁判所高崎支部	令和7年（再イ）第180号 大阪市西区新町4丁目10番11-1004号 再生債務者 アトリエUNICOこと 田中圭 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令和7年8月13日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年6月26日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月24日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月31日から令和7年8月14日まで 津地方裁判所再生係 小規模個人再生による書面決議に付する決定
令和6年（再イ）第36号 埼玉県鴻巣市栄町5番26-102号 グランドールD 再生債務者 萩原 猛 1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月5日から令和7年8月12日まで 那覇地方裁判所民事第3部	令和7年（再イ）第251号 東京都新宿区市谷本村町5-1海上自衛隊中央システム通信隊 再生債務者 渡邊 那織 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月6日から令和7年8月27日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第35号 大分市高崎3丁目1番25-203号 エイリックスタイル高崎グランヒルズ 再生債務者 川崎 仁貴 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月6日から令和7年8月27日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	令和6年（再イ）第577号 東京都葛飾区小菅3-4-10 再生債務者 萩原 雄一 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月29日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月11日まで 令和7年6月24日 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第37号 宮城県黒川郡大和町吉岡字天皇寺34番地の1 再生債務者 田口 隆 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月6日から令和7年8月20日まで 仙台地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第35号 川崎市高津区久地4丁目24番33-207号 久地サンハイツ 再生債務者 岡田大二郎 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月6日から令和7年8月20日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和7年（再イ）第27号 盛岡市東中野字金勢25番地3 再生債務者 吉田 純子 1 決定年月日時 令和7年6月26日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月24日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月7日から令和7年8月21日まで 盛岡地方裁判所第2民事部	令和7年（再イ）第16号 東京都練馬区桜台4-7-6-409 再生債務者 田中 佑季 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月3日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月11日まで 令和7年6月24日 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第7号 福島市渡利字鳥谷12番地の12ファミールⅢ 105 再生債務者 桐澤 翔 1 決定年月日時 令和7年6月25日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月6日から令和7年8月20日まで 福島地方裁判所	令和7年（再イ）第50号 大阪市此花区梅香2丁目1番15号 再生債務者 岸田 善治 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令和7年8月13日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第7号 群馬県桐生市菱町2丁目3533番地の7 再生債務者 長山 知子 1 決定年月日時 令和7年6月26日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月24日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月7日から令和7年8月28日まで 前橋地方裁判所桐生支部	令和7年（再イ）第45号 東京都練馬区東大泉2-11-19-308 再生債務者 宇原 智司 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月9日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月11日まで 令和7年6月24日 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第14号 東京都杉並区清水2-16-21-211 再生債務者 斎藤 奨 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月20日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月11日まで 令和7年6月24日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第20号 三重県津市藤方1816番地30 再生債務者 片出 稔		

令和6年(再イ)第216号 千葉県浦安市堀江6丁目15番18-306号 ル オント 再生債務者 池本 孝之 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 14日まで 令和7年6月25日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(再イ)第27号 千葉県市川市菅野2丁目21番1号 (カーサ 102号) 再生債務者 青木 聖 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 14日まで 令和7年6月25日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和5年(再イ)第12号 岩手県奥州市水沢姉妹町字南白山60番地1 再生債務者 藤野 潤 1 決議に付する再生計画案 令和6年11月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 15日まで 令和7年6月25日 盛岡地方裁判所水沢支部 令和6年(再イ)第2号 岩手県奥州市水沢姉妹町字南白山60番地1 再生債務者 藤野 理沙 1 決議に付する再生計画案 令和6年11月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 15日まで 令和7年6月25日 盛岡地方裁判所水沢支部 令和6年(再イ)第91号 川崎市高津区久末462番地4 オセアン日吉 台グリーンヒルズ 701 再生債務者 橋口 泰幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月29日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 16日まで 令和7年6月25日 横浜地方裁判所川崎支部破産係 令和7年(再イ)第4号 静岡県三島市徳倉3丁目28番15号 再生債務者 宮代 佑亮(旧姓菊池)	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月29日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 16日まで 令和7年6月25日 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係 令和6年(再イ)第159号 宮城県富谷市大清水1丁目4番地9 再生債務者 相澤 裕 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 17日まで 令和7年6月26日 仙台地方裁判所第4民事部 令和6年(再イ)第155号 東京都武蔵野市境1丁目5番6号アリビオし ろがね201 再生債務者 前村 爵誉 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 17日まで 令和7年6月26日 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(再イ)第3号 東京都東久留米市下里1丁目6番28号 再生債務者 新井 秀人 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 17日まで 令和7年6月26日 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和6年(再イ)第101号 静岡市駿河区中原834番地 プレラヴィル中 原B棟102号 再生債務者 芹澤 昭雄 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 17日まで 令和7年6月26日 静岡地方裁判所民事第2部 令和7年(再イ)第120号 大阪市鶴見区横堤4丁目14番13号 グリーン スコープシャーメゾンII 101号 再生債務者 稲 晃子	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 22日まで 令和7年6月25日 大阪地方裁判所第6民事部 令和6年(再イ)第593号 大阪市北区扇町2丁目6-10-707(住民票 上の住所 大阪府高槻市大蔵司1丁目13番13 号) 再生債務者 青木 琢哉 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 23日まで 令和7年6月25日 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(再イ)第1号 香川県善通寺市生野町752番地1 白鷺ハイ ツ101号 再生債務者 入江 秀樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 23日まで 令和7年6月25日 高松地方裁判所丸亀支部 令和7年(再イ)第11号 埼玉県所沢市大字北秋津720番地の3 ソ フィア所沢501 再生債務者 宮澤 慶一 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 24日まで 令和7年6月26日 さいたま地方裁判所川越支部 令和7年(再イ)第22号 埼玉県川越市大字笠幡2529番地10 再生債務者 石川 貴一 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 24日まで 令和7年6月26日 さいたま地方裁判所川越支部 令和7年(再イ)第38号 埼玉県狭山市大字北入曽1351番地の6 再生債務者 溝呂木 誠	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 24日まで 令和7年6月26日 さいたま地方裁判所川越支部 令和7年(再イ)第2号 和歌山県西牟婁郡上富田町岩田277番地の7 再生債務者 福田 雅彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 24日まで 令和7年6月26日 和歌山地方裁判所川越支部 令和6年(再イ)第153号 京都府八幡市男山雄徳7番地3-E17-103、 主たる営業所京都府八幡市欽明台中央2- 1-104 再生債務者 天狗櫻こと 山本 裕介 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 28日まで 令和7年6月26日 和歌山地方裁判所田辺支部 令和7年(再イ)第18号 京都市東山区今熊野阿弥陀ヶ峯町3番地1 ネオハイツ東山308 再生債務者 小原 範之 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 28日まで 令和7年6月26日 京都地方裁判所第5民事部再生係 令和7年(再イ)第3号 京都府綾部市上野町小倉18番地の2 再生債務者 寺崎 博信 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 28日まで 令和7年6月25日 京都地方裁判所福知山支部個人再生係
---	---	---	--

令和7年(再イ)第36号 岡山市中区穂東町1丁目4番13号 プレジール原田102号室 再生債務者 濱崎 香 (旧姓赤木) 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月19日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月16日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月16日まで 令和7年6月25日 岡山地方裁判所第3民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月13日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月23日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月23日まで 令和7年6月25日 福岡地方裁判所大牟田支部	1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月6日から令和7年8月27日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(チ)第102号 奈良県生駒市菜畑町2313番地489 申立人 阿部 大介 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 奈良県生駒市菜畑町2313番地の485 所有者 畑 敬次 届出期間満了日 令和7年8月18日 令和7年6月23日 奈良地方裁判所 (別紙) 物件目録
令和7年(再イ)第37号 岡山県倉敷市児島小川4丁目8番419号 再生債務者 入江 康弘 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月20日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月16日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月16日まで 令和7年6月25日 岡山地方裁判所第3民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月9日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月24日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月24日まで 令和7年6月26日 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年6月25日午後2時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令和7年8月13日まで 大阪地方裁判所堺支部個人再生係 給与所得者等再生による再生計画認可	令和7年(再イ)第4号 堺市中区土師町2丁目34番4号 再生債務者 赤木由加里 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後2時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令和7年8月13日まで 大阪地方裁判所堺支部個人再生係 給与所得者等再生による再生計画認可
令和6年(再イ)第29号 長崎県佐世保市日野町1924番地1 再生債務者 桃野 孝介 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月23日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月16日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月23日まで 令和7年6月25日 長崎地方裁判所佐世保支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月20日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月24日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月24日まで 令和7年6月26日 広島地方裁判所民事第4部	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年6月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年6月26日 青森地方裁判所民事部再生係	令和6年(再イ)第1号 青森県上北郡野辺地町字久田13番地6 再生債務者 田村 誠 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年6月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年6月26日 青森地方裁判所民事部再生係
令和7年(再イ)第25号 兵庫県尼崎市汐町54番地ヴィラ汐町A205 再生債務者 林 拓也 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月19日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月17日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月17日まで 令和7年6月26日 神戸地方裁判所尼崎支部	1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。 令和7年6月25日 大阪地方裁判所第6民事部	1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。 令和7年6月26日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(再イ)第46号 大阪府池田市八王寺2丁目1番24-101号 再生債務者 平 光浩 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。 令和7年6月25日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(再イ)第2号 福岡県大牟田市天領町1丁目200番地 再生債務者 山路 吉泰	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月19日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月16日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月16日まで 令和7年6月26日 神戸地方裁判所尼崎支部	1 決定年月日時 令和7年6月25日午後5時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月6日から令和7年8月27日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(チ)第1002号 奈良県生駒市菜畑町2313番地489 申立人 阿部 大介 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 奈良県生駒市菜畑町2313番地の485 所有者 畑 敬次 届出期間満了日 令和7年8月18日 令和7年6月23日 奈良地方裁判所 (別紙) 物件目録

令和7年(子) 第4号 三重県鈴鹿市東玉垣町500番地48 申立人 山崎 俊治 住所・居所 不明	不動産登記記録上の住所 河芸郡玉垣村大字玉垣385番屋敷の3 共有者 大谷 郁吉 住所・居所 不明	(不動産登記記録上の住所) 河芸郡玉垣村大字玉垣374番屋敷 共有者 小野 弥藏 住所・居所 不明	(不動産登記記録上の住所) 河芸郡玉垣村大字玉垣389番屋敷 共有者 大谷音五郎 住所・居所 不明
左記会社は吸収分割して甲は乙の建築資機材リース事業及び建築資機材販売事業並びに建設工事請負事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継せることにいたしました。	左記会社は吸収分割して甲は乙の建築資機材リース事業及び建築資機材販売事業並びに建設工事請負事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継せることにいたしました。	左記会社は吸収分割して甲は乙の建築資機材リース事業及び建築資機材販売事業並びに建設工事請負事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継せることにいたしました。	左記会社は吸収分割して甲は乙の建築資機材リース事業及び建築資機材販売事業並びに建設工事請負事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継せることにいたしました。

令和7年七月四日 愛知県豊田市生駒町立入九三番地 (甲) 中部技建株式会社 代表取締役 市川 泰久 名古屋市中川区小碓通二丁目二五番地 (乙) 株式会社伊藤工務店 代表取締役 伊藤 德宏 名古屋市中川区小碓通二丁目二五番地 合同会社サンエイ設備設計 代表社員 山品 映二 組織変更公告 当社は、株式会社に組織変更するにいたしました。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和7年七月四日 津地方裁判所 (別紙) 物件目録 所在地 鈴鹿市東玉垣町字大垣内 地番 574番2 地目 宅地 地積 3.30平方メートル 共有者 大谷 郁吉持分 4分の1 共有者 小野 弥藏持分 4分の1 共有者 大谷音五郎持分 4分の1 共有者 須原熊次郎持分 4分の1
令和7年6月24日 (甲) 掲載 官報 掲載の日付 令和7年六月二十七日 掲載頁 八十一頁 (号外第一四六号) (乙) 掲載 官報 掲載の日付 令和7年二月十四日 掲載頁 六十五頁 (号外第三十号)
令和7年七月四日 名古屋市中川区小碓通二丁目二五番地 (甲) 株式会社中部技建 代表取締役 市川 泰久 (乙) 中部技建株式会社 代表取締役 市川 泰久
新設分割公告 当社は、新設分割により新設する合同会社リバルタ(沖縄県那霸市牧志二丁目一七一三〇パークナード那覇美栄橋五〇三号)に対して不動産事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年七月四日 愛知県豊田市生駒町立入九三番地 (甲) 掲載 官報 掲載の日付 令和7年二月十四日 掲載頁 六十五頁 (号外第三十号) (乙) 掲載 官報 掲載の日付 令和7年二月十四日 掲載頁 七十七頁 (号外第三十号)
組織変更公告 当社は、株式会社に組織変更するにいたしました。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
組織変更公告 当社は、株式会社に組織変更するにいたしました。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
組織変更公告 当社は、株式会社に組織変更するにいたしました。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
資本金の額の減少公告 当社は、資本金の額を一千二百万円減少し九百万円とするにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
計算書類の公告義務はありません。 令和7年七月四日 埼玉県吉川市高富一丁目一三番地三 有限会社サンケイジー 取締役 楠元 啓司
資本金の額の減少公告 当社は、資本金の額を四億四千百万円減少するにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和7年七月四日 山梨県甲府市丸の内一丁目七番三号 合同会社甲府商事 代表社員 永淵 智
組織変更公告 当社は、株式会社に組織変更するにいたしました。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和7年七月四日 千葉市美浜区高洲三丁目一三番地二 イオンアピス株式会社 代表取締役 三上 修

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億九百十七万三百十八円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://toggle.co.jp/>

令和七年七月四日

東京都港区六本木一丁目六番一号

トグルホールディングス株式会社

代表取締役 伊藤 嘉盛

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月四日

東京都港区芝浦一丁目一番一号

シミック株式会社

代表取締役 片山 俊一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百九十万円減少し十円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月四日

有限会社河津地所

代表取締役 河津 憲廣

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百九十万円減少し十円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月四日

新井 諭之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百二十万円減少し一千円とすることにいたしました。効力発生日は令和七年八月十二日であり、株主総会の決議は、令和七年六月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月四日

浜松市中央区元城町一一三番地の一七

代表取締役 新井 諭之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百二十万円減少し一千円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月四日

大阪市生野区鶴橋三丁目五番九号

株式会社柴田ゴム工業所

代表取締役 柴田 純司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

<https://toggle.co.jp/>

令和七年七月四日

東京都港区六本木一丁目六番一号

トグルホールディングス株式会社

代表取締役 伊藤 嘉盛

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月四日

東京都港区芝浦一丁目一番一号

シミック株式会社

代表取締役 片山 俊一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百九十万円減少し十円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月四日

有限会社河津地所

代表取締役 河津 憲廣

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百九十万円減少し十円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月四日

新井 諭之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百二十万円減少し一千円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月四日

浜松市中央区元城町一一三番地の一七

代表取締役 新井 諭之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百二十万円減少し一千円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月四日

大阪市生野区鶴橋三丁目五番九号

株式会社柴田ゴム工業所

代表取締役 柴田 純司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千五百十九千五百四十八円、資本準備金の額を一億六千五百九千五百四十八円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

<https://toggle.co.jp/>

令和七年七月四日

東京都港区六本木一丁目六番一号

トグルホールディングス株式会社

代表取締役 伊藤 嘉盛

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月四日

東京都港区芝浦一丁目一番一号

シミック株式会社

代表取締役 片山 俊一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百九十万円減少し十円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月四日

有限会社河津地所

代表取締役 河津 憲廣

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百九十万円減少し十円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月四日

新井 諭之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百二十万円減少し一千円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月四日

浜松市中央区元城町一一三番地の一七

代表取締役 新井 諭之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百二十万円減少し一千円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月四日

大阪市生野区鶴橋三丁目五番九号

株式会社柴田ゴム工業所

代表取締役 柴田 純司

なお、最終貸借対照表の開示状況につきまして

は次のとおりです。

掲載紙 官報

令和七年七月四日

六十六頁 (号外第九十五号)

前川建設株式会社及び株式会社三洋ビルそれぞれの株式交換 (以下「本株式交換」という) により資本準備金の額が増加することを条件として、同日付でその増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

株式会社エムエヌケイ

令和七年七月四日

五十六頁 (号外第一三八号)

兵庫県尼崎市北初島町一六番六

株式会社エムエヌケイ

令和七年七月四日

四頁

株式会社トライアンフ

令和七年七月四日

三十六億六千四百八十九万六千七百一円とす

ることにいたしました。

効力発生日は令和七年八月二十九日であり、株主総会の決議は令和七年六月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

兵庫県加古川市加古町北在室二六四六番地

三洋プロジェクトホールディングス株式会社

令和七年七月四日

代表取締役 前川 容洋

掲載紙 官報

令和七年六月二十日

五十六頁 (号外第一三八号)

兵庫県加古川市加古町北在室二六四六番地

三洋プロジェクトホールディングス株式会社

令和七年七月四日

代表取締役 前川 容洋

掲載紙 日刊工業新聞

令和七年六月二十日

三十一頁

岩手県大船渡市大船渡町字久ノ下向一番地二

株式会社テツゲン・メタウォーターランド

令和七年七月四日

アグリ

代表取締役 並木 学

名古屋市西区市場木町六三番地

有限会社プラネット企画

取締役 加藤 豪

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千五百十九千五百四十八円、資本準備金の額を一億六千五百九千五百四十八円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

株式会社トライアンフ

令和七年七月四日

三十六億六千四百八十九万六千七百一円とす

ることにいたしました。

効力発生日は令和七年八月二十九日であり、株主総会の決議は、令和七年六月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

